

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第50回）議事概要

日時 令和2年12月8日（火）11：00～11：50

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、森川委員、内田委員、関口委員、
西村（暢）委員、西村（真）委員、山下委員
事務局 今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、
（総務省） 川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、
田中料金サービス課課長補佐、河合料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

（1）加入電話発着・携帯電話着の通話に係る料金設定権について

① 事業者ヒアリング

○ 関係事業者ヒアリングを実施した後、意見交換を行った。

（ヒアリング対象事業者：東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）

【発言】

（1）加入電話発着・携帯電話着の通話に係る料金設定権について

○森川委員

発信側に料金設定権を移すという点は全ての事業者がOKということで、よいことだと思います。料金設定権の移行時期を前倒しする際の課題について、料金が下がるのであれば、ユーザへの周知はそこまで長くともなくてもよいのではないかとも思いました。他方、システム面で、マイグレ前に料金設定権を移す場合にどのような課題があるか、また、どの程度の期間を要するかについて教えていただけないでしょうか。

○NTT西日本

時期については、現時点では詳細検討できていないのが実情です。また、お客様への周知に関しては、全てのお客様にとって値下げであればご理解いただけるかと思う一方で、KDDIのプレゼンを聞き、現状、料金設定権を有している事業者のお客様にどのような割引がなされているか確認をする必要があると気づきましたので、検討の俎上に乗せたいと思います。

システムへのインパクトはご推察のとおりで、現行はいわゆるレガシーのシステムを維持しています。我々はどちらかという移行後のシステムでどのように具備するかという検討を進めておりましたので、捨てゆくレガシーのシステムにどのようなインパクトがあるかについては、これから検討させていただきたいと思います。

○森川委員

携帯電話事業者に質問ですが、先ほどKDDIから発言があったような割引の有無について、今の段階でご存じでしたらお答えください。

○KDDI

調査中ですが、一定の割引サービスがあるようです。詳細については、可能な範囲で共有させていただきます。

○相田主査

補足ですが、事務局資料のp. 12に、2002年に料金設定権の議論を初めて行った際のスライドを用意していただきました。柔軟課金方式は、呼毎に着信事業者から発信事業者に通話料金に関する信号が送信されるという機能ですが、携帯電話事業者は、かつて、この機能を活用して、携帯電話利用者が自宅から電話した場合のみ、料金を割り引くサービスを提供していたことがあったと思います。そのようなサービスが提供されている場合、サービスへの影響をどのように考えるかという観点があると思います。

PSTNのままテーブル課金方式に移行しようとする、現在は、番号ポータビリティが実現されているので、ダイヤルされた番号のみでは着信事業者を判別できないと思います。NTT東日本・西日本に質問ですが、ひかり電話発の場合の通話料金は着信側事業者により若干異なると思いますが、その場合のテーブル課金はどのように実現しているのでしょうか。

○NTT西日本

手元では詳細を把握しておりませんが、現在、ひかり電話はIGS経由で接続しているため、電話番号ではなく何らかの信号を得て料金を適用するという形をとっております。

○相田主査

可能でしたら、ひかり電話のテーブル課金がどのように行われているかについて、次回以降紹介いただけますでしょうか。

○NTT西日本

承知しました。

○佐藤委員

事務局資料のp. 1について、私も認識が十分ではなかったと反省していますが、料金が60円、90円、120円と、これだけ高く、また、事業者間に格差があるというところに驚きました。割引サービス等があるかもしれませんが、この格差に合理的な理由があるように見えない中、また、自らの通話がいずれの事業者に着信しいくら取られているかわからない中、利用者が高い料金を取られているのであれば、時間をかけて直すという話ではないと思います。私からすると、約10年間高止まりで利用者に大きな負担をかけていることを、すごく申し訳ないと思い、速やかに料金設定権を変え、利用者料金が下がる方向に手立てを打たないといけないと思います。各事業者のプレゼンから、本当に利用者に申し訳ないという気持ちを感じられないというところが一番引っかかっており、早急に、本気で料金を下げる努力をして欲しいと思います。

また、一応、合理的な理由の有無について確認します。ソフトバンクはNTTドコモの2倍の料金水準となっておりますが、何故2倍になっているのか料金設定事業者として説明いただけますでしょうか。ドコモに比べてソフトバンクはコストが2倍かかるということでしょうか。KDDIは、KDDIの固定電話発の場合には48円であるところ、NTT東西発の料金は90円ですが、この差はどのような理由によるのでしょうか。

○ソフトバンク

しっかりとエンドユーザに向けて考えていくということは真摯に受け止めたいと思います。料金に関しては、10年近く価格の見直しをしておこなったこと、毎年コストを見直した形で料金設定を考えるというプロセスを行っていなかったことは事実です。

○KDDI

ご指摘については真摯に受け止めて考えてまいります。現在の料金格差については、過去より申し上げてきましたが、携帯事業として、発信料金とのバランスを考えて料金設定をしてまいりました。ご存じのとおり、携帯発の料金において基本料金のみ従量課金の場合には120円/3分という料金設定がされており、その額とのバランスも考えて設定してきたということです。また、中継事業との関係については、携帯事業は携帯事業としてのバランスをみて、中継事業は他社との競争環境を踏まえて、料金設定をしてきたという理解です。

○佐藤委員

この結果をみて、やはり、1年、2年待たずに、速やかに出来ることを実施するよう対応し、利用者に高い料金を負担させない努力をしていただきたいと思います。また、料金設定権を固定事業者側が持つことになると、着信接続料を携帯事業者側が設定することになるとと思いますが、これも合理的な形で設定し、可能な限り、接続料も下がりユーザ料金も下がるという状況にご協力いただきたいと思います。

○西村（真）委員

60円、90円、120円というユーザ料金がなかなか消費者の目に触れないところにあることも問題だと思っています。各社のHPでこの料金についてどのように説明されているか見てみましたが、携帯事業者のHPでは調べることも難しく、NTT東日本・西日本のHPでは、固定発携帯電話・PHS着で調べようとすると、中継電話の0036・0039の説明がまず出てくるようになっております。中継電話を利用すると安くなるため、このような構成になっているのだと思いますが、元々の料金自体の見直しを一刻も早くやっていただきたいと思います。

NTT東日本・西日本に質問ですが、料金設定権の移行が実現した場合、0036・0039のサービスとの併用は続くのか、解消を考えているのか教えていただけますでしょうか。

○NTT西日本

0036・0039は、現時点の着側料金設定を前提として、その中で我々が少しでも安く提供できないかというスキームです。発信側で料金設定をさせていただく場合について、結論から言うと現時点で答えは出ておりませんが、お客様に選択してもらった方がいいのか、分かりづらいので一本化した方がいいのか、メリット・デメリットを考えて決めていきたいと思っております。

○西村（真）委員

できる限り分かりやすい方がよろしいと思いますので、是非一本化の方向で検討していただければ望ましいと思います。

○山下委員

まず質問ですが、携帯事業者はこの料金水準で利益があったのでしょうか。この料金水準とすることでどの程度の規模感で利益があったのか教えていただけないでしょうか。利益に繋がらなかったのであれば、構造的な別の問題を考えなければいけないと思っております。

2点目は意見ですが、2024年のIP網移行のタイミングで発信側に切り替えるというお話がありましたが、2024年という結構先なので、そこまで時間を要するのであれば、経過措置があってもいいのではないかと思います。経過措置の内容としては、固定電話の発信者が通話料金を把握するため、発信時に相手先がどの携帯電話事業者か分かるような方法をとって欲しいと思っています。技術的に難しい場合には、3社同一料金に揃えるくらいはしてもらいたいと思います。

そもそも、固定電話の発信者が、通話料金が分からないまま電話をかけているということは、商取引として問題だったのだと思います。ものの値段が分からずに買い物をしていたということはありませんでしたし、それを見過ごしてきたのは非常に大きな落ち度だったと思いますが、もし、速やかに料金設定権を発信側に移せないのであれば、経過措置として、この商取引の異常さを是正してもらいたいと思います。

○相田主査

発信時に相手先がどの携帯電話事業者か分からないという質問について、例えばソフトバンクでは、通話開始時に識別音で知らせる仕組みが入っています。この識別音はなるべく目立たない方がよいということで、気がつかない人がほとんどかもしれませんが、このような事例も既にあります。

○山下委員

識別音と料金の関係については周知されていないと思います。

○相田主査

目立たないところに書かれているのが実態かと思います。

○相田主査

ここまでの各委員からのご意見等について、事務局から何かございますか。

○事務局

一刻も早く料金設定権を発信側に移した方がよいのではないかというご意見をいただいたと認識しております。移行時期の前倒しについて、各事業者から、ヒアリングの中では「検討中」、「依頼があれば検討する」といったご説明でしたが、質疑の中で委員の皆様からのご指摘もあり、「利用者に向き合って検討する」というご発言もございました。料金設定権を発信側に移行するという点については各事業者間で一致が見られましたので、今後、移行の時期について、事務局としてもフォローアップしてまいります。

○関口委員

事務局資料 p. 1 を見ると、加入電話発携帯電話着のうち楽天モバイルに関しては、既に発信側のNTT東日本・西日本に料金設定権があるという情報をいただいています。楽天モバイル着の通話のユーザ料金設定も含めて、どのようなオペレーションシステムで実現したのか教えていただけますでしょうか。もしも、これが今後必要となるオペレーションシステム改修の先例として使えるのであれば、それこそIP網移行までの経過措置として使えることになりまし、PSTNの古いシステムをベースにした簡易なものであれば、改めて改修が必要になるとは思いますが、まずは事実関係を教えていただけますでしょうか。

また、楽天モバイル着の料金は、現状3社の中で一番安いNTTドコモにほぼ匹敵するような水準ですが、料金設定権が移行した後に、この料金も見直しの対象となるか教えていただけますでしょうか。

○NTT西日本

楽天モバイル着で既に実現している方法は、詳細は割愛しますが、柔軟課金の仕組みを用いたものです。柔軟課金は、本来は着信側で料金を課金するための仕組みですが、発信側の料金を課金できるように、運用対処を交えて実現しています。この方法について、携帯3社とはまだご相談しておりませんが、一つの方法として有力視されるかと思しますので、この方法も含めて各社にご相談申し上げたいと思います。

また、楽天モバイル着の料金の見直しの可能性については、先日の委員会でも申し上げたとおり、着信接続料がどのような形になるかも踏まえて検討したいと思っており、現時点ではまだ決めかねています。

○西村（暢）委員

まずは感想ですが、事務局資料p. 4の年表を見て、本件がかなり昔から論点とされていたことを知りました。2012年12月にNTTドコモ及びイー・アクセスが値下げを実施しているということで、本件はかなり長い時間がかかっているということ、事業者、総務省、我々も含めて十分認識する必要があると思いました。

その上で、総務省へのお願いですが、IP網移行前後を問わず、発信側のユーザ料金が下がるという確証を得るためにも、モニタリング等をきちんと行っていただく必要があるかと思えます。最終的には、競争の促進・利用者利益という目的の下で、制度も絡めて料金が下がるということが今回の議論の最終着地点だと思いますので、そこに向けた制度的な取組もご検討いただきたいと思います。

以上